

各種助成金の適正受給と不正受給の防止にご理解とご協力を！

- 偽りその他不正の行為により給付金の支給を受け又は受けようとした事業主、労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく保険料の納入をしていない事業主、給付金ごとに定められた支給要件に該当しない事業主、申請期限経過後に申請を行った事業主に対しては、給付金は支給されません。また、すでに、支給した給付金の返還を求めることがあります。

※ 不正受給とは

- 偽りその他の不正行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとした場合をいいます。
- 不正受給であることが判明した場合、不正が発覚した最初の判定基礎期間以降支給した助成金は返還していただきます。
- 当該期間以降に支給を受けようとした助成金は不支給とします。また、不支給とした日または支給を取り消した日から3年間は、雇用保険料を財源としたすべての助成を受けられなくなります。

※ 不正受給が特に重大又は悪質なものであると認められる場合は以下の内容を公表しています。詳細は[リーフレット](#)をご覧ください。

- 事業主の名称、代表者氏名
- 事業所の名称、所在地、事業概要
- 支給決定取消日、不正受給金額
- 不正の内容

- 助成金の適正な支給を推進する観点から、助成金の支給申請(又は計画)を提出いただいた事業所に対し実地調査を実施する場合があります。
対象となった事業主は調査に協力をお願いいたします。

*長野労働局、県内のハローワークでは、雇用調整助成金について、実地調査を実施しておりますのでご協力をお願いいたします。(別添「[事業所訪問による調査にご協力ください](#)」をご覧ください。)

- 助成金は、会計検査院が行なう検査の対象となります。検査対象となった場合には、ご協力いただくようお願いいたします。
- ◎ 不正受給に関する情報は、下記あて電話又はメールによりお知らせ下さい。

○メールアドレス <mailto:joseikin.nagano@antei.mhlw.go.jp>

○電話番号等

・長野労働局職業安定部職業対策課 026-226-0866

・[県内各ハローワーク](#)